

福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領

この要領は、福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（平成26年9月10日26私第432号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、福岡県私立高等学校等学び直し支援金（以下「支援金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

1 支援金の概要

（1）支援金の支給方法

支援金の支給は、要綱第3条により、学校設置者による代理受領により行う。

具体的には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）制度と同様に学校設置者が、在学する生徒等に代わって支援金を県から受領し、学校設置者がその生徒等に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

（2）対象となる学校種

要綱第2条の「私立高等学校等」とは、福岡県内に設置されている私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年から第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているもの及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示（※2）で定めるものとする。

※1 対象となる国家資格養成施設

- 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

※2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成22年文部科学省告示第82号）

（3）対象となる者（要綱第2条各号参照）

支援金の対象となる者は、私立高等学校等に在学し、以下の①～⑦のすべての要件を満たす者（以下「受給資格者」という。）とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の

夜間等学科・通信制学科（以下「高等学校等（定通）」という。）は４８月）を超える者）

※ ただし、法第３条第２項第２号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成２２年文部科学省令第１３号）第７条第４項に規定する単位数の合計が７４を超える者（就学支援金の支給上限単位を超えた者）については、この要件を適用しない。

- ④ 平成２６年４月１日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第９０号）による改正後の法第５条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、支援金の支給を受けることができない。

- ⑤ 高等学校等を退学したことがある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成２６年４月改正前）と新就学支援金制度（平成２６年４月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なる。

- ⑥ 支援金の支給を受けた期間が通算して１２月未満（高等学校等（定通）は２４月未満）である者

- ⑦ 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び支援金の支給対象単位数を合算した単位数が７４単位を超えていない者

※ 単位制高等学校等に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、３のとおりとする。

（４）支給期間

- ① 支援金の支給期間は、最大で１２月（高等学校等（定通）は２４月）とする。

なお、通算する支給期間は文部科学省補助事業「高等学校等修学支援事業費補助金」（学び直しへの支援）を財源とする都道府県事業「学び直し支援金」の支給を受けた期間となる。

また、再入学後の高等学校における就学支援金の支給期間と学び直し支援金の支給期間と通算した上限は、３６月（高等学校等（定通）にあつては４８月）とする。

なお、再入学後の高等学校等における就学支援金の支給期間は、高等学校等（定通）以

外の高等学校等（以下「高等学校等（全日制）」という。）から高等学校等（定通）に再入学した場合には4 8 月から再入学前の高等学校等に在学した月数を3分の4倍した期間を、高等学校（定通）から高等学校等（全日制）に再入学した場合には3 6 月から再入学前の高等学校等に在学した月数4分の3倍した期間を、減算した期間とする。

② 支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。

③ 支援の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間について

i) 高等学校等（全日制）から高等学校等（定通）に再入学する場合

支援の対象者が、高等学校等（全日制）を退学し、高等学校等（定通）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（定通）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（全日制）における支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。

ii) 高等学校等（定通）から高等学校等（全日制）に再入学する場合

支援の対象者が、高等学校等（定通）を退学し、高等学校等（全日制）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（全日制）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（定通）における支援金の支給期間を2分の1して計算するものとする。

※ 単位制高等学校等の支給期間に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、3のとおりとする。

（5）支給額

① 支給額及び支給限度額

支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（表1の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。

② 法第3条第2項第3号に該当する者等に対する臨時措置

支援金の支給を受ける生徒等のうち、福岡県私立高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（以下「臨時支援金交付要綱」という。）第4条第3項の規定による高校生等臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、要綱第2条第3項及び第4項の額に、法第3条第2項第3号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を要綱第2条第3項及び第4項に規定する学び直し支援金の額とする。

※ 単位制高等学校等の支給額及び支給限度額に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、3のとおりとする。

(表 1)

		定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで
	加 算 額	14,850円/月	7,218円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで
	加 算 額	14,850円/月	7,218円/単位
中等教育学校 後期課程	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで
	加 算 額	14,850円/月	7,218円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで
	加 算 額	14,850円/月	7,218円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 夜間学科	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで
	加 算 額	14,850円/月	7,218円/単位
各種学校	支給限度額	9,900円/月	—
	加 算 額	14,850円/月	—

③ 授業料債権への充当

支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下、「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が支援金の額となる。

(6) 所得に応じた支給

上記(5)①にかかわらず保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒等については、所得に応じて、表1の支援金の支給限度額に加算額を加えた額を上限とする。

所得制限の基準は、世帯構成を考慮した以下に定める基準により判断する。

※ 保護者等の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下「算定基準額」という。）

<計算式>

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

支給区分	算定基準額	世帯年収の目安（参考）
支給限度額	154,500 円以上	年収 590 万円以上程度
支給限度額＋加算額	154,500 円未満	年収 590 万円未満程度

※ 令和４年７月支給分以降は、支援金の支給を受けようとする生徒等本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒等よりも１年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒等を自己の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から１２万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。この場合の計算式は以下のとおり。

<計算式>

（市町村民税の課税標準額－１２万円）×６％－市町村民税の調整控除の額

【早生まれに係る調整が必要な者】

支給期間	該当者の生年月日
令和５年７月分～令和６年６月分	平成１６年１月２日～４月１日
令和５年７月分～令和７年６月分	平成１７年１月２日～４月１日
令和７年７月分～令和８年６月分	平成１８年１月２日～４月１日

２ 支援金の支給手続

（１）受給資格認定の申請

受給資格者である生徒等が支援金の支給を受けようとする場合には、受給資格認定申請書（様式１）に保護者等（生徒等の親権を行う者等）の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）又は市町村民税の課税標準額や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する学校設置者を通じて知事に提出し、その認定を受ける必要がある。

学校設置者は、生徒等から提出された認定申請書に認定申請者一覧（様式２）を添えて知事に提出する。

知事は、受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、学校設置者を通じて生徒等に通知（認定通知は様式３、不認定通知は様式４）するとともに、支給決定（予定）額も通知（様式１９）する。

学校設置者は、知事から生徒等への受給資格認定（不認定）通知及び支給決定（予定）通知を受領した場合、当該通知を生徒等に配付する。

（２）支援金の支給

支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）か

ら始まり、受給事由の消滅（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）した月に終了する。

なお、やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由となった事象が解消した後 15 日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる（やむを得ない理由は「別表」参照のこと）。

（３）収入状況の届出

所得確認については、就学支援金制度と同様に、個人番号カードの写し等が提出されており、個人番号の利用によって所得確認が行われている生徒等の場合には、収入状況届出書等の提出は必要としない。

課税証明書等により所得確認を行っている場合は、毎年別に通知する日までに、収入状況届出書（様式 1）に課税証明書等を添付し、学校設置者に提出する。

なお、受給権者である生徒等（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときも、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出しているときは、当該片方の個人番号カードの写し等または課税証明書等を改めて添付することを要しない。

学校設置者は、生徒等から提出された収入状況届出書に収入状況届出者一覧（様式 9）を添えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額を判定し、継続支給することに決定した生徒等については、学校設置者を通じて、支給決定（予定）通知又は変更支給決定（予定）通知（様式 20）、所得制限額以上となった生徒等については、受給資格消滅通知（様式 7）を通知する。

なお、生徒等が収入状況届出をしないときは、支援金の支払を一時差し止め、学校設置者を通じて支払差止を通知（様式 10）する。

支払の一時差し止め期間中に、保護者等の変更があった場合も、受給権者である生徒等（支給停止されている者を除く。）は、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差し止めとなっても、変更後の保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

支払の一時差し止め期間は 7 月～翌年 6 月を基本とし、毎年度別に通知する日を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとする。ただし、提出しなかったことにやむを得ない理由があった場合には遡って支給する。

なお、一時差し止めを受けている者が、翌年 7 月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに 1 年間を基本とし、支払を一時差止める。

学校設置者は、知事から生徒等への支給決定（予定）通知、変更支給決定（予定）通知、受給資格消滅通知又は支払差止通知を受領した場合、当該通知を生徒等に配付する。

(4) 支援金の受給資格消滅通知

学校設置者は、支援金の受給期間が12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）での卒業、退学及び転学等により、受給権者である生徒等の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧（様式5）を作成し、知事に提出する。

知事は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、生徒等の受給資格の消滅を確定し、学校設置者を通じて生徒等に通知（様式6）する。

この受給資格消滅通知は、転学や再入学等により、高等学校等に在籍することになった際に支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒等は、支援金を受給することができなくなってしまう。そのため、受給資格消滅通知を紛失した生徒等は支給実績証明書の発行を知事に申請（様式17）することができる。知事は、当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式18）を発行する。

学校設置者は、知事から生徒等の受給資格消滅通知を受領した場合、生徒等に配付する（生徒等が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒等及び保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

なお、生徒等が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合においては、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、知事から（所得制限に係る）受給資格消滅通知（様式7）を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒等に配付する。

(5) 支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒等（一時差し止め中の者を含む。）が休学し、支給停止を希望する場合、支給停止申出書（様式11）を学校設置者に提出する。

学校設置者は、生徒等から提出された支給停止申出書に支給停止申出者一覧（様式12）を添えて知事に提出する。

知事は、支給停止を決定し、生徒等に学校設置者を通じて通知（様式13）する。

なお、生徒等が支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月（支給停止の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月）から、復学して支給再開を申し出た日の属する月（支給再開の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月の前月）まで支援金の支給は停止され、当該休学期間は1（4）の支給期間に算入されない。

学校設置者は、知事から生徒等への支給停止通知を受領した場合、当該通知を生徒等に配付する。

支給停止中の生徒等が復学し、支給再開を希望する場合、支給再開申出書（様式14）に収入状況届出書を添えて、学校設置者に提出する。ただし、既に個人番号カードの写し等または当該年度の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すればよい。

学校設置者は、生徒等から提出された支給再開申出書に支給再開申出者一覧（様式15）

を添えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額について判定したうえで支給再開を決定し、当該申出をした生徒等に学校設置者を通じて支給再開通知（様式 16）（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（様式 7）を（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を発出する。

学校設置者は、知事から生徒等への支給再開通知又は受給資格消滅通知を受領した場合、当該通知を生徒等に配付する。

（6）家計急変支援について

支援金における家計急変支援の取扱いについては、就学支援金制度と同様とする。

取扱いに際して、必要に応じて様式 21 から様式 24 を使用することとする。

なお、家計急変支援における支給額は、1（5）のとおりであるが、受給権者が既に支援金の支給を受けている場合は、その額との差額に相当する額とする。

※ 例えば、月額 9,900 円の支援金を受給している全日制私立高等学校生が、家計急変後の算定基準額に相当する額が 154,500 円未満である場合、月額 14,850 円（月額 24,750 円－既支給月額 9,900 円）の支援金の加算額が支給されることとなる。

3 1 単位当たりの授業料を設定している場合の取扱い

単位制高等学校等に係る支給期間・支給対象単位数・支給額等については、以下のとおりとする。

（1）支給期間の上限について

単位制高等学校等以外の高等学校等同様に、支給期間の上限は以下のとおりとする。

- ① 高等学校等（全日制）：12 月
- ② 高等学校等（定通）：24 月

また、再入学後の高等学校等における就学支援金の支給期間と学び直し支援金の支給期間を通算した上限は、36 月（高等学校等（定通）にあつては 48 月）とする。

なお、再入学後の高等学校における就学支援金の支給期間は、高等学校等（全日制）から高等学校等（定通）に再入学した場合には 48 月から再入学前の高等学校等に在学した月数 3 分の 4 倍した期間を、高等学校等（定通）から高等学校等（全日制）に再入学した場合には 36 月から再入学前の高等学校等に在学した月数を 4 分の 3 倍した期間を、減算した期間とする。

（2）支給対象単位数の上限について

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

- ① 支援金の全支給期間を通算して 74 単位まで
- ② 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して 74 単位まで
 - i) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数

ii) 就学支援金の支給対象単位数

iii) 支援金の支給対象単位数

※ 当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない（iiの単位数が存在しない）場合、i及びiiiの単位数を合算して74単位までとする。

※ iの単位数については、前籍校で取得した単位だけでなく、前々籍校で取得した単位、併修先で取得した単位、現籍校において支援金の支給開始月よりも前に取得した単位（就学支援金の支給対象単位以外）など、卒業要件の74単位に含まれるすべての単位を対象とする。ただし、支援金の支給開始月において、単位の取得状況が未定である以下の単位は除くこととして差し支えない。

- ・ 現籍校において支援金の支給開始月よりも後に取得した単位
- ・ 併修先で支給開始月よりも後に取得した単位
- ・ 年間30単位上限により支援金の支給対象とならなかった単位

※ 上記には、支援金の支給開始月よりも前に履修を開始し、支給開始月において取得状況が未定である単位を含む。

③ 一の年度における就学支援金と支援金の支給対象単位数を合算して30単位まで

※ 一の年度に就学支援金の支給がない場合、支援金の支給対象単位数のみで30単位までとする。

※ 一の年度において、支援金の支給を受けている単位制高等学校等（A校）を退学し、さらに別の単位制高等学校等（B校）に再入学した場合、当該年度におけるA校の支給対象単位数とB校の支給対象単位数を合算して30単位までとする。

※ 30単位上限の算定においては、年度をまたいで履修する場合、算定月（履修を開始した月）の属する年度の支給対象単位数として算定し、その翌年度の支給対象単位数としては算定しないこととする。

（3）支給額及び支給限度額

単位制高等学校等の支給額については、就学支援金と同様の算定ルールとなるため、就学支援金の事務処理要領第Ⅱ部を参照。

（4）単位制の支給額算定に関するその他の留意事項

① 就学支援金及び学び直し臨時措置（以下「就学支援金等」という。）の支給対象単位数が74単位に達し、就学支援金等の支給対象とならなかった残りの単位を支援金の支給対象とする場合、就学支援金等と支援金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、重複する支援金の支給対象期間を再度カウントする必要はない。

② ①の場合、就学支援金等の支給対象となる授業料月額算定の算定においては、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の74単位を超える単位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金等の支給上限の74単位を超えたため、支給限

度額の算定に含まれない単位については、支援金の支給対象として差し支えない。

- ③ 就学支援金等の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金等の支給対象となっていた履修単位を、引き続き、支援金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金等と支援金の支給対象となるが、この場合、重複している支援金の支給対象単位部分を、就学支援金等の支給対象単位数との合算上限（74単位）に再度カウントする必要はなく、また、支援金単独の上限（74単位）にカウントする必要もない。
- ④ 前籍校で支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間（（1）に係る残りの支給期間）及び支援金単独の残支給単位数（（2）①に係る残りの単位数）であり、前籍校における（2）②に係る残支給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において（2）②の74単位上限に達したため受給資格を有しなくなった者については、（2）①の支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において支援金の受給資格を有しないこととする。

4 その他

この要領において定めがない事項については、就学支援金制度に準じて取扱うこととする。

附則

この要領は、平成26年9月10日から施行し、平成26年度の支援金から適用する。

附則

この要領は、平成28年5月16日から施行し、改正後の福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領の規定は、平成28年度の支援金から適用する。

附則

この要領は、平成29年6月9日から施行し、改正後の福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領の規定は、平成29年度の支援金から適用する。

附則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月29日から施行し、改正後の福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領の規定は、平成31年度の支援金から適用する。

附則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和７年７月４日から施行し、改正後の福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領の規定は、令和７年度の支援金から適用する。

(別表)

「やむを得ない理由」とその証明書等については次のとおり。

具体的な理由	証明書等
自然災害	市町村が発行する罹災証明書、被災年月日・被災家屋の所在地・被災者氏名が確認できる書類及び写真、保険金支払証明書等、適用者の被災内容が確認できる書類（※いずれもコピーで可）
交通事故	交通事故証明書、交通事故発生年月日・交通事故が発生した場所・当事者氏名が確認できる書類、保険金支払証明書等、適用者の交通事故の内容が確認できる書類（※いずれもコピーで可）
急病	診断書、薬袋（氏名・日付・病院名が確認できること）等、適用者の急病内容が確認できる書類（※いずれもコピーで可）
長期の病欠	診断書、長期欠席届等、適用者の長期の病欠が確認できる書類（※いずれもコピーで可）
重病・重傷	診断書、保険金支払証明書等、適用者の重病・重傷の内容が確認できる書類（※いずれもコピーで可）
入院・療養中	診断書、保険金支払証明書、薬袋（氏名・日付・病院名が確認できること）等、適用者の入院・療養内容が確認できる書類（※いずれもコピーで可） ※ただし、鍼灸治療は該当しない。
妊娠中	母子手帳のコピー等、適用者が妊娠期間中であることの確認ができる書類（※コピーで可）
出産後8週間以内	母子手帳のコピー等、適用者が出産後8週間以内であることの確認ができる書類（※コピーで可）
親族・同居人の介護・養育	要介護者の氏名・状態が確認できる手帳等、適用者の親族・同居人に要介護者が居ることが確認できる書類（※いずれもコピーで可）
渡航中	パスポートのコピー等、適用者が渡航中であることが確認できる書類（※コピーで可）
法令の規定による身体の自由の拘束	在鑑証明書、留置証明書等、法令により身体が拘束されていることが確認できる書類（※いずれもコピーで可）
税額の更正	税額更正通知書等、税額更正がなされたことが確認できる書類（※コピーで可）
その他、県が認めた場合	適用者から提出された理由申立書等、やむを得ない理由を具体的かつ明確に説明した書類（※各学校は、事前に私学振興課と協議を行うこと）

※ 表中の「適用者」とは、「やむを得ない理由」が適用される者のことであり、受給資格認定申請書及び収入状況届出書の提出については「生徒等本人」、個人番号カードの写し等または課税証明書等の提出については「生徒等本人」もしくは「保護者等」とする。

※ 「やむを得ない理由」に該当するか否かの判断に窮した場合は、私学振興課担当者に必ず問い合わせること。

福岡県私立高等学校等学び直し支援金 各種様式一覧

I 資格認定事務関係

【資格認定申請】

番号	文 書 名	名 義 人	→	名宛人
1	受給資格認定申請書	支給対象者（→学校設置者）	→	県
2	認定申請者一覧 認定申請者一覧（単位制）	学校設置者	→	県
3	資格認定通知	県（→学校設置者）	→	支給対象者
4	資格不認定通知	県（→学校設置者）	→	支給対象者
5	資格消滅者一覧	学校設置者	→	県
6	資格消滅通知（転学等）	県（→学校設置者）	→	支給対象者
7	資格消滅通知（所得制限）	県（→学校設置者）	→	支給対象者
8	授業料額変更届	学校設置者	→	県
25	扶養誓約書	支給対象者（→学校設置者）	→	県

【保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出】

番号	文 書 名	名 義 人	→	名宛人
1	収入状況届出書	支給対象者（→学校設置者）	→	県
9	収入状況届出者一覧 収入状況届出者一覧（単位制）	学校設置者	→	県
10	支払差止通知	県	→	支給対象者
24	収入回復届出書（収入状況届出書を添付）	支給対象者（→学校設置者）	→	都道府県

【支給停止等】

番号	文 書 名	名 義 人	→	名宛人
11	支給停止申出書	支給対象者（→学校設置者）	→	県
12	支給停止申出者一覧	学校設置者	→	県
13	支給停止通知	県（→学校設置者）	→	支給対象者
14	支給再開申出書（必要に応じて収入状況届出書を添付）	支給対象者（→学校設置者）	→	県
15	支給再開申出者一覧 支給再開申出者一覧（単位制）	学校設置者	→	県
16	支給再開通知	県（→学校設置者）	→	支給対象者
17	支給実績証明書申請書	支給対象者	→	県
18	支給実績証明書	県	→	支給対象者

II 支給関係

【県・学校設置者～支給対象者】

番号	文 書 名	名 義 人	→	名宛人
19	支給決定（予定）通知書	県（→学校設置者）	→	支給対象者
20	変更支給決定（予定）通知書	県（→学校設置者）	→	支給対象者
21	事由審査結果通知（不認定）	県（→学校設置者）	→	支給対象者
22	収入状況審査結果通知	県（→学校設置者）	→	支給対象者
23	事由審査結果通知（認定）	県（→学校設置者）	→	支給対象者

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県私立高等学校等学び直し支援金

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)
- (次の3つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)
- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあることを承知しています。
- ☐ 私はこの申請の対象となる高校生等の在学中において、福岡県知事が、福岡県私立高等学校等学び直し支援金に係る事務手続きを処理するとき及び事務手続きに必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	
生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日			
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村			
保護者等の連絡先				
生徒が在学する学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間等について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は学び直し支援金の受給資格認定の申請ができません。
- 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある者
 - 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）以内の者（ただし、支給停止期間等は含めません。））
 - 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者（平成26年4月1日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。）
 - 高等学校等を退学したことのない者
 - 学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制及び通信制は24月）受けた者

①高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	年 月 日 ～ 年 月 日	
	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	年 月 日 ～ 年 月 日	
②学び直し支援金の支給期間	学校名	年 月 ～ 年 月 (うち支給停止期間等)	
	立	年 月 ～ 年 月	
	学校名	年 月 ～ 年 月 (うち支給停止期間等)	
	立	年 月 ～ 年 月	

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード，通知カード，個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 ・生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
②	☐	☐ ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		☐ イ	・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 ・主たる生計維持者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
③	☐	生徒本人 保護者等が存在しない場合 等	

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

④	☐	保護者等の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合	
⑤	☐	過去の福岡県私立高等学校等学び直し支援金の申請等に添付したため。 （※保護者等に変更がない場合のみ）	

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（④又は⑤にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
(ふりがな)		(ふりがな)	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。		☐ 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合には，支給額が変更となることがありますので，必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】

（次の事項を確認の上，□にレ印を付けてください。）

☐ 学び直し支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定や受給状況に係る情報を利用することに同意します。

☐ 学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等学び直し支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す生徒の授業料に充てる高等学校等学び直し支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間等について】の欄は次によって記入してください。

(1) 高等学校等における在学期間

- イ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ロ 現在通っている学校の在学期間についても記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間を含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

(2) 学び直し支援金の支給期間

- イ 過去に学び直し支援金の支給を受けた期間を記入してください。この申請により、支給を受ける予定の期間については、記入する必要はありません。
- ロ 複数の学校で学び直し支援金の支給を受けた場合には、支給を受けた全ての学校について、欄を分けて記入してください。
- ハ これまでに学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「支給停止期間等」とは、学び直し支援金の支給を受けた期間において、学び直し支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、学び直し支援金の所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間も含みます。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 【2. 保護者等の収入の状況について】(1)②に該当するときは、必ず「保護者等」全員の状況を確認の上、記入してください。
(1)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、保護者等の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、行方不明等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、(1)③を選択してください。
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】(1)①に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(1)②又は③に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 福岡県知事が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除の額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。
- ニ 個人番号を利用する申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、学び直し支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格がありません。
- ① 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者
 - ② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）以内の者（ただし、支給停止期間等は含めません。））
 - ③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者
 - ※ 平成26年4月1日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。
 - ④ 高等学校等を退学したことのない者
 - ⑤ 学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制及び通信制は24月）受けた者
 - ⑥ 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における高等学校等就学支援金の支給対象単位数及び支援金の支給対象単位数の合計が74を超える者
 - ⑦ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- チ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。
- リ 個人番号の利用によっては市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- ヌ 保護者が日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、学び直し支援金の加算支給はされません。
- ワ 令和7年度中に高等学校等就学支援金の所得制限により高等学校等就学支援金の支給対象外となる期間がある場合には、当該期間に高等学校等就学支援金が支給されると仮定した場合に支給されることとなる高等学校等就学支援金の額と同額を「学び直し臨時措置」として加えた額を学び直し支援金として支給するため、高校生等臨時支援金は支給されません。

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県私立高等学校等学び直し支援金

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の2つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)

- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名
生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日		
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の連絡先			
生徒が在学する学校の名称			

【1. 高等学校等の在学期間等について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は学び直し支援金の受給資格認定の申請ができません。
- 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある
 - 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）以内の者（ただし、支給停止期間等は含めません。））
 - 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者（平成26年4月1日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。）
 - 高等学校等を退学したことのない者
 - 学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制及び通信制は24月）受けた者

①高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②学び直し支援金の支給期間	学校名 立	年 月 ～ 年 月 (うち支給停止期間等) 年 月 ～ 年 月	
	学校名 立	年 月 ～ 年 月 (うち支給停止期間等) 年 月 ～ 年 月	

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

☐	4 月～6 月（前年度の課税証明書等を添付）	☐	7 月～翌年 6 月（今年度の課税証明書等を添付）
--------------------------	------------------------	--------------------------	---------------------------

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2)－1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。			
①	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2 名分 ・生徒が未成年（18 歳未満）であり、親権者（両親）が 2 人存在する場合 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
		主たる生計維持者 1 名分（アからウまでの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。）	
②	☐	ア	☐ 主たる生計維持者の 1 人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ	☐ 主たる生計維持者の 1 人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
		ウ	☐ 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が 1 人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 ・主たる生計維持者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	☐	生徒本人 保護者等が存在しない場合 等	
(2)－2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。			
④	☐	保護者等の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合	

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（③又は④にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☐	学び直し支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定や受給状況に係る情報を利用することに同意します。
☐	学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等学び直し支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す生徒の授業料に充てる高等学校等学び直し支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間等について】の欄は次によって記入してください。

(1) 高等学校等における在学期間

- イ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ロ 現在通っている学校の在学期間についても記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間を含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

(2) 学び直し支援金の支給期間

- イ 過去に学び直し支援金の支給を受けた期間を記入してください。この申請により、支給を受ける予定の期間については、記入する必要はありません。
- ロ 複数の学校で学び直し支援金の支給を受けた場合には、支給を受けた全ての学校について、欄を分けて記入してください。
- ハ これまでに学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「支給停止期間等」とは、学び直し支援金の支給を受けた期間において、学び直し支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、学び直し支援金の所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間も含みます。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を提出してください。なお、7月以降に課税証明書等を提出し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは、必ず「保護者等」全員の状況を確認の上、記入してください。
- （２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、保護者等の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、行方不明等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、保護者等の課税証明書等を添付できない場合」は、（２）③の「保護者等が存在しない場合」に含まれます。
- ハ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）①に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ニ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）②又は③に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。
- ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、学び直し支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ハ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格がありません。
- ① 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限３年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者
 - ② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して３６月（定時制及び通信制は４８月）以内の者（ただし、支給停止期間等は含めません。））
 - ③ 平成２６年３月３１日以前に高等学校等に入学した者
※ 平成２６年４月１日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成２６年４月１日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。
 - ④ 高等学校等を退学したことのない者
 - ⑤ 学び直し支援金の支給を通算して１２月（定時制及び通信制は２４月）受けた者
 - ⑥ 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における高等学校等就学支援金の支給対象単位数及び支援金の支給対象単位数の合計が７４を超える者
 - ⑦ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者
- ニ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。
- ト 正当な理由がなく県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- チ 保護者が日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、学び直し支援金の加算支給はされません。
- ワ 令和７年度中に高等学校等就学支援金の所得制限により高等学校等就学支援金の支給対象外となる期間がある場合には、当該期間に高等学校等就学支援金が支給されると仮定した場合に支給されることとなる高等学校等就学支援金の額と同額を「学び直し臨時措置」として加えた額を学び直し支援金として支給するため、高校生等臨時支援金は支給されません。

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県私立高等学校等学び直し支援金

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)
- (次の3つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)
- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあることを承知しています。
- ☐ 私はこの申請の対象となる高校生等の在学中において、福岡県知事が、福岡県私立高等学校等学び直し支援金に係る事務手続きを処理するとき及び事務手続きに必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	
生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日			
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村			
保護者等の連絡先				
生徒が在学する学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間等について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は学び直し支援金の受給資格認定の申請ができません。
- 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある者
 - 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）以内の者（ただし、支給停止期間等は含めません。））
 - 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者（平成26年4月1日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。）
 - 高等学校等を退学したことのない者
 - 学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制及び通信制は24月）受けた者

①高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	年 月 日 ～ 年 月 日	
	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	年 月 日 ～ 年 月 日	
②学び直し支援金の支給期間	学校名	年 月 ～ 年 月 (うち支給停止期間等)	
	立	年 月 ～ 年 月	
	学校名	年 月 ～ 年 月 (うち支給停止期間等)	
	立	年 月 ～ 年 月	

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード，通知カード，個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 ・生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
②	☐	主たる生計維持者1名分（ア又はイの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。）	
		☐ ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		☐ イ	・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 ・主たる生計維持者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
③	☐	生徒本人 保護者等が存在しない場合 等	

(2) 次の理由により，個人番号カードの写し等を添付しません。

④	☐	保護者等の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合	
⑤	☐	過去の福岡県私立高等学校等学び直し支援金の申請等に添付したため。 (※保護者等に変更がない場合のみ)	

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(④又は⑤)にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
☐ 家計急変事由に該当する。	

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
☐ 家計急変事由に該当する。	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には，その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には，□にレ印を付けてください。)

都 道 府 県	市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	

都 道 府 県	市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合には，支給額が変更となる場合がありますので，必ず学校に連絡してください。

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の口にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。)

家計急変事由発生日		
年	月	日
家計急変事由の具体的な内容		

家計急変事由発生日		
年	月	日
家計急変事由の具体的な内容		

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、就学支援金の申請の手引きを参考に、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。)

ア 給与所得の金額に相当する額	ア 給与所得の金額に相当する額
円	円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額
円	円
ウ その他の所得に相当する額	ウ その他の所得に相当する額
円	円

【5. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☐ 学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等学び直し支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す生徒の授業料に充てる高等学校等学び直し支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間等について】の欄は次によって記入してください。

(1) 高等学校等における在学期間

- イ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ロ 現在通っている学校の在学期間についても記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間を含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入

(2) 学び直し支援金の支給期間

- イ 過去に学び直し支援金の支給を受けた期間を記入してください。この申請により、支給を受ける予定の期間については、記入する必要はありません。
- ロ 複数の学校で学び直し支援金の支給を受けた場合には、支給を受けた全ての学校について、欄を分けて記入してください。
- ハ これまでに学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「支給停止期間等」とは、学び直し支援金の支給を受けた期間において、学び直し支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、学び直し支援金の所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間も含みます。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 【2. 保護者等の収入の状況について】(1)②に該当するときは、必ず「保護者等」全員の状況を確認の上、記入してください。
(1)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、保護者等の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、行方不明等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、(1)③を選択してください。
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】(1)①に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(1)②又は③に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 福岡県知事が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除の額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。

ニ 個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、学び直し支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格がありません。

① 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者

② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）以内の者（ただし、支給停止期間等は含めません。））

③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者

※ 平成26年4月1日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。

④ 高等学校等を退学したことの無い者

⑤ 学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制及び通信制は24月）受けた者

⑥ 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における高等学校等就学支援金の支給対象単位数及び支援金の支給対象単位数の合計が74を超える者

⑦ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。

リ 個人番号の利用によっては市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ヌ 保護者が日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、学び直し支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県私立高等学校等学び直し支援金

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2 回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の 2 つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)
(次の 3 つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)
- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	
生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日			
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村			
保護者等の連絡先				
生徒が在学する学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間等について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は学び直し支援金の受給資格認定の申請ができません。
- 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある者
 - 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して 3 6 月（定時制及び通信制は 4 8 月）以内の者（ただし、支給停止期間等は含めません。））
 - 平成 2 6 年 3 月 3 1 日以前に高等学校等に入学した者（平成 2 6 年 4 月 1 日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成 2 6 年 4 月 1 日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。）
 - 高等学校等を退学したことのない者
 - 学び直し支援金の支給を通算して 1 2 月（定時制及び通信制は 2 4 月）受けた者

①高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	年 月 日 ～ 年 月 日	
	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
②学び直し支援金の支給期間	立	年 月 日 ～ 年 月 日	
	立	年 月 日 ～ 年 月 日	
	立	年 月 日 ～ 年 月 日	

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

☐	4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	☐	7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）
--------------------------	----------------------	--------------------------	------------------------

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(2)－1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 ・生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
		主たる生計維持者1名分（アからウまでの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。）	
②	☐	ア ☐	主たる生計維持者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ ☐	主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
		ウ ☐	・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 ・主たる生計維持者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	☐	生徒本人 保護者等が存在しない場合 等	

(2)－2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

④	☐	保護者等の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
---	--------------------------	--

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（③又は④にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄
☐ 家計急変事由に該当する。	

氏名	生徒との続柄
☐ 家計急変事由に該当する。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の口にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。)

家計急変事由発生日		
年	月	日
家計急変事由の具体的な内容		

家計急変事由発生日		
年	月	日
家計急変事由の具体的な内容		

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、就学支援金の申請の手引きを参考に、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。)

ア 給与所得の金額に相当する額	ア 給与所得の金額に相当する額
円	円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額
円	円
ウ その他の所得に相当する額	ウ その他の所得に相当する額
円	円

【5. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☐ 学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等学び直し支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す生徒の授業料に充てる高等学校等学び直し支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間等について】の欄は次によって記入してください。

(1) 高等学校等における在学期間

- イ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ロ 現在通っている学校の在学期間についても記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間を含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

(2) 学び直し支援金の支給期間

- イ 過去に学び直し支援金の支給を受けた期間を記入してください。この申請により、支給を受ける予定の期間については、記入する必要はありません。
- ロ 複数の学校で学び直し支援金の支給を受けた場合には、支給を受けた全ての学校について、欄を分けて記入してください。
- ハ これまでに学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「支給停止期間等」とは、学び直し支援金の支給を受けた期間において、学び直し支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、学び直し支援金の所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間も含みます。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を提出してください。なお、7月以降に課税証明書等を提出し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「保護者等」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、保護者等の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、行方不明等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、保護者等の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)③の「保護者等が存在しない場合」に含まれます。

- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②又は③に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- 【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。
- イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
- 【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。
- イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
- 家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

- イ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。
- ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、学び直し支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ハ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格がありません。
- ① 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者
 - ② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）以内の者（ただし、支給停止期間等は含めません）
 - ③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者
※ 平成26年4月1日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。
 - ④ 高等学校等を退学したことの無い者
 - ⑤ 学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制及び通信制は24月）受けた者
 - ⑥ 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における高等学校等就学支援金の支給対象単位数及び支援金の支給対象単位数の合計が74を超える者
 - ⑦ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者
- ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。
- ト 正当な理由がなく県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- チ 保護者が日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、学び直し支援金の加算支給はされません。

様式 2

福岡県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請者一覧

学校種・課程等											
学校名						支給開始年月					

通し 番号	生徒氏名	生年月日	支給限度期間 (月数)	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加 算の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
計	名						円	円	円		

- (注)
- 1 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
 - 2 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
 - 3 「支給限度期間（月数）」は、12月からこれまでの学び直し支援金に係る支給期間を除いた残りの支給期間を月数で記入すること。
 - 4 「授業料額（月額）」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）。
 - 5 「授業料減免額（月額）」の欄は、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を記入すること（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）。
 - （例：授業料減免額（年額）が31,000円の場合、授業料減免額（月額）は2,583円となる。）
 - 6 「所得制限・加算の区分」の欄は、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」の別を記入すること。
 - 7 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下2ケタ）**（支給開始月）-**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。

様式 2

福岡県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

学校種・課程等																		
学校名							支給開始 年月											
通し 番号	生徒氏名	生年月日	支給限度 期間 (月数)	1単位あたり 授業料額	履修期間	履修 単位数	授業料額 (月額) 【a】	授業料 減免額 (月額) 【b】	授業料実額 (月額) 【A (=a- b)】	支給 限度額 (月額) 【B】	所得制限・ 加算の区分	支給額 (月額) 【c】	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認 期間	卒業に必要な 単位として認定 を受けた単 位数	備 考	
計	名											円	円	円				

(注)

1 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3 学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。

2 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を 1 文字分空けること。

3 「支給限度期間（月数）」は、24 月からこれまでの学び直し支援金に係る支給期間を除いた残りの支給期間を月数で記入すること。

4 「授業料額（月額）【a】」の欄は、「1 単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、[1 単位あたり授業料額÷履修期間×履修単位数]となる。

5 「授業料減免額（月額）【b】」とは、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額）をいう。

6 「授業料実額（月額）【A】」の欄は、「授業料額（月額）【a】」から学校設置者による「授業料減免額（月額）【b】」を引いた額を記入すること。

7 「支給限度額【B】」の欄は、次の計算方法によって算出すること。支給限度額＝4,812 円÷履修期間×履修単位数
ただし、履修単位数は、年間支給対象単位数の上限（30 単位）及び支給対象単位数の上限（74 単位）を超えない単位数で計算すること。

8 「所得制限・加算の区分」の欄は、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」の別を記入すること。

9 「支給額【c】」の欄は、「支給限度額【B】」と「授業料実額（月額）【A】」を比較し、いずれか低い方の額となる。

10 「授業料額（月額）【a】」、「授業料減免額（月額）【b】」、「支給限度額【B】」については、1 円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。

11 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下 2 ケタ）**（支給開始月）-**（西暦下 2 ケタ）**（支給終了月）」とすること。

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等の設置者（代理受領者）
- 6 高等学校等学び直し支援金支給者
- 7 認定年月

あなたに支給される福岡県私立高等学校等学び直し支援金は、上記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

ただし、上記内容は、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定通知を、複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には、支給手続きを再確認する必要がありますので、以下の担当まで連絡してください。

福岡県私学振興課高等学校等学び直し支援金担当
電話

様式 4

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

貴殿からの申請については、下記の理由により標記支援金を支給しないこととしましたので通知します。

記

(理由)

様式 5

福岡県私立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅者一覧

学校種・課程等					
学校名				受給資格 消滅年月	

通し番号	認定番号	生徒氏名	消滅理由	開始年月	備 考
計					

- (注)
- 1 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程)昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程・一般課程)夜間等学科」、「⑨専修学校(高等課程・一般課程)通信制学科」、「⑩各種学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
 - 2 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を全角1文字分スペースを空けること。
 - 3 「消滅理由」の欄は、転学・退学・卒業を記入すること。
 - 4 「開始年月」の欄は、当該高等学校等における学び直し支援金の支給に係る在学期間が開始した月を記入すること。

様式 6

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について

あなたは、福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格が消滅したため、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等の設置者（代理受領者）
- 6 高等学校等学び直し支援金支給者
- 7 受給資格消滅理由
- 8 開始年月
- 9 残支給期間

福岡県私学振興課高等学校等学び直し支援金担当
電話

様式 7

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について

所得制限に係る要件に該当することとなったため、 年 月～ 年 月分の福岡県私立高等学校等学び直し支援金については、支給しないこととしましたので通知します。

なお、 年 7 月分以降の福岡県私立高等学校等学び直し支援金について、所得制限に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、 年 7 月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等の設置者（代理受領者）
- 6 高等学校等学び直し支援金支給者

福岡県私学振興課高等学校等学び直し支援金担当
電話

学校種・課程等		
学校名		

[illegible]

様式 9

福岡県私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧

学校種・課程等			
学校名		支給開始年月	

認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加 算の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
計	名				円	円	円		

- (注)
- 1 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3 学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
 - 2 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を 1 文字分空けること。
 - 3 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）。
 - 4 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を記入すること（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）。
- （例：授業料減免額（年額）が31,000円の場合、授業料減免額（月額）は2,583円となる。）
- 5 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒（受給資格者に限る）については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」の別を記入すること。
 - 6 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下 2 ケタ）**（支給開始月）- **（西暦下 2 ケタ）**（支給終了月）」とすること。

様式9

福岡県私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

学校種・課程等														
学校名							支給開始 年月							

認定番号	生徒氏名	1単位あたり 授業料額	履修期間	履修 単位数	授業料額 (月額) 【a】	授業料 減免額 (月額) 【b】	授業料実額 (月額) 【A (=a-b)】	支給 限度額 (月額) 【B】	所得制限・ 加算の区分	支給額 (月額) 【C】	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認 期間	備 考
計	名									円	円	円		

- (注)
- 1 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
- 2 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 3 「授業料額（月額）【a】」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、[1単位あたり授業料額÷履修期間×履修単位数]となる。
- 4 「授業料減免額（月額）【b】」とは、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額）をいう。
- 5 「授業料実額（月額）【A】」の欄は、「授業料額（月額）【a】」から学校設置者による「授業料減免額（月額）【b】」を引いた額を記入すること。
- 6 「支給限度額【B】」の欄は、次の計算方法によって算出すること。支給限度額＝4,812円÷履修期間×履修単位数
ただし、履修単位数は、年間支給対象単位数の上限（30単位）及び支給対象単位数の上限（74単位）を超えない単位数で計算すること。
- 7 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒（受給資格者に限る）については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」の別を記入すること。
- 8 「支給額【C】」の欄は、「支給限度額【B】」と「授業料実額（月額）【A】」を比較し、いずれか低い方の額となる。
- 9 「授業料額（月額）【a】」、「授業料減免額（月額）【b】」、「支給限度額【B】」については、1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。
- 10 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下2ケタ）**（支給開始月）-**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の支払の一時差止めについて

保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったことにより、あなたに対する高等学校等学び直し支援金の支払を一時差し止めることとしましたので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等の設置者（代理受領者）
- 6 支払が差し止められる学び直し支援金の支給月

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書

休学のため、福岡県私立高等学校等学び直し支援金の支給を一時停止することを申し出ます。

(注) 保護者等による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所	都道府県		市区町村	
学校 ※	学校の名称	私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	福岡 県		市区町村	
	学校設置者の名称				
	休学開始日	年		月	日

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式 1 2

福岡県私立高等学校等学び直し支援金支給停止申出者一覧

学校種・課程等			
学校名		支給停止 年月	

通し番号	認定番号	生徒氏名	備 考
計		名	

(注)

- 1 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3 学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程)昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程・一般課程)夜間等学科」、「⑨専修学校(高等課程・一般課程)通信制学科」、「⑩各種学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 2 「認定番号」の欄は、(西暦下 2 ケタ) - (040) - (04) - (学校番号) - (申請リストの通し番号) M を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を全角 1 文字分スペースを空けること。

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の支給の停止について

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の支給を一時停止しましたので、下記のとおり通知します。

なお、支給を停止する理由がやんだ場合には学校設置者を通じて、再度申し出てください。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等の設置者（代理受領者）
- 6 支給期間
- 7 支給停止期日

【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、学び直し支援金の返納等が発生する可能性があります。

福岡県私学振興課高等学校等学び直し支援金担当
電話

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の支給を再開することを申し出ます。

(注) 保護者等による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所	都道府県		市区町村	
学校 ※	学校の名称	私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	福岡 県		市区町村	
	学校設置者の名称				
	復学日	年 月 日			

学び直し支援金の支給の再開に当たっては、支給再開月の保護者等の収入の状況について、別添「『保護者等の収入の状況に関する事項』に係る届出書」（様式1）を併せて提出してください。ただし、既に保護者の個人番号カードの写し等または支給再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

福岡県私立高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧

学校種・課程等									
学校名					支給再開 年月				

認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加 算の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
計	名				円	円	円		

(注)

1 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」,「②高等学校（定時制）」,「③高等学校（通信制）」,「④中等教育学校（後期課程）」,「⑤特別支援学校（高等部）」,「⑥高等専門学校（1～3学年）」,「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」,「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」,「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」,「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。

2 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。

3 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）。

4 「授業料減免額（月額）」の欄は、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を記入すること（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）。

（例：授業料減免額（年額）が31,000円の場合、授業料減免額（月額）は2,583円となる。）

5 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒（受給資格者に限る）については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」,「加算あり」の別を記入すること。

6 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下2ケタ）**（支給再開月）-**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。

様式 15

福岡県私立高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

学校種・課程等														
学校名						支給再開 年月								
認定番号	生徒氏名	1単位あたり 授業料額	履修期間	履修 単位数	授業料額 (月額) 【a】	授業料 減免額 (月額) 【b】	授業料実額 (月額) 【A(=a-b)】	支給 限度額 (月額) 【B】	所得制限・ 加算の区分	支給額 (月額) 【C】	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認 期間	備 考
計	名									円	円	円		

- (注)
- 1 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3 学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
 - 2 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1 文字分空けること。
 - 3 「授業料額(月額) 【a】」の欄は、「1単位あたり授業料額」, 「履修期間」, 「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、[1単位あたり授業料額÷履修期間×履修単位数]となる。
 - 4 「授業料減免額(月額) 【b】」とは、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額）をいう。
 - 5 「授業料実額(月額) 【A】」の欄は、「授業料額(月額) 【a】」から学校設置者による「授業料減免額(月額) 【b】」を引いた額を記入すること。
 - 6 「支給限度額【B】」の欄は、次の計算方法によって算出すること。支給限度額＝4,812円÷履修期間×履修単位数
ただし、履修単位数は、年間支給対象単位数の上限（30単位）及び支給対象単位数の上限（74単位）を超えない単位数で計算すること。
 - 7 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒（受給資格者に限る）については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」の別を記入すること。
 - 8 「支給額【C】」の欄は、「支給限度額【B】」と「授業料実額(月額) 【A】」を比較し、いずれか低い方の額となる。
 - 9 「授業料額(月額) 【a】」, 「授業料減免額(月額) 【b】」, 「支給限度額【B】」については、1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。
 - 10 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下2ケタ）**（支給再開月）-**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の支給の再開について

福岡県私立高等学校等学び直し支援金の支給を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等の設置者（代理受領者）
- 6 支給期間
- 7 支給停止期日
- 8 支給再開期日

【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、学び直し支援金の返納等が発生する可能性があります。

福岡県私学振興課高等学校等学び直し支援金担当
電話

年 月 日

福岡県知事 殿

高等学校等学び直し支援金支給実績証明書発行申請書

貴都道府県における、高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書の発行を申請します。

申出者の氏名	(ふりがな)	
	姓	名
生年月日	昭和 平成 年 月 日	
現住所	(ふりがな)	
	都道府県	市区町村
連絡先 (電話番号)		
高等学校等の 設置者の名称		
高等学校等 の名称	私立	
	学校の種類・課程・学科：	
高等学校等 の所在地	福岡 県	市区町村
高等学校等 における認定番号		

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

申請者署名

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

高等学校等学び直し支援金支給実績証明書

下記のとおり、高等学校等学び直し支援金を支給したことを証明します。

認定番号				
氏 名	(ふりがな)			
	姓		名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日			
支給期間	～			
残支給月数				
高等学校等の設置者の名称				
高等学校等の名称				
	私立			
	学校の種類・課程・学科：			

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

福岡県私立高等学校等学び直し支援金については、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される福岡県私立高等学校等学び直し支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

（ ）

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

（単位：円）

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
()	()	()	()	()	()
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
()	()	()	()	()	()
4月分	5月分	6月分			
()	()	()			

3 学校の設置者 _____

（代理受領者）

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者等の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
この場合において、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。

【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、学び直し支援金の返納等が発生する可能性があります。

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金変更支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

年 月 日 私第 号で支給決定した福岡県私立高等学校等学び直し支援金については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 既 支 給 決 定 額 _____ 円

()

2 変 更 支 給 決 定 額 _____ 円

3 変 更 支 給 決 定 額 内 訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
()	()	()	()	()	()
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
()	()	()	()	()	()
4月分	5月分	6月分			
()	()	()			

4 学 校 の 設 置 者 _____
(代理受領者)

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者等の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。

【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、学び直し支援金の返納等が発生する可能性があります。

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金（家計急変支援）の事由審査結果について

福岡県私立高等学校等学び直し支援金（家計急変支援）の家計急変事由について審査した結果、 年 月 日 私第 号で支給決定した額を変更しないことに決定したのでお知らせします。

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金（家計急変支援）の収入状況審査結果について

福岡県私立高等学校等学び直し支援金（家計急変支援）の収入状況について審査した結果、 年 月 日 私第 号で支給決定した額を変更しないことに決定したのでお知らせします。

福岡県私学振興課高等学校等学び直し支援金担当
電話

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

福岡県私立高等学校等学び直し支援金（家計急変支援）の事由審査結果について

福岡県私立高等学校等学び直し支援金（家計急変支援）の家計急変事由について審査した結果、事由の要件を満たすものと認められましたのでお知らせします。

収入審査に移行しますので、収入証明書類等の提出など手続きを行ってください。

なお、福岡県私立高等学校等学び直し支援金（家計急変支援）を受給するには、収入審査においても要件を満たすものと認められる必要があります。

※上記の下線部分は、すでに必要な収入証明書類等の提出を受けている場合は不要であるので削除する。この注意書きも審査結果を示す際には削除する。

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県私立高等学校等学び直し支援金
(家計急変支援) の収入回復届出書

家計急変者の収入状況が回復し、特例受給資格者に該当しないこととなったことを届け出ます。

(次の事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)
☐ この届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

(注) 保護者等による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所	都道府県		市区町村	
学校 ※	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	都道府県		市区町村	
	学校設置者の名称				
収入回復月 (当該月から家計急変支援制度としての学び直し支援金は支給されません)		年 月			

収入回復月の保護者等の状況について、収入状況届出書（様式 1）を併せて提出してください。

収入回復月には、「学び直し支援金（家計急変支援制度）における収入要件自己確認資料」を基に、該当する学び直し支援金の支給月を記入します。

本届出書を提出した場合、収入回復月の前月末で特例受給資格者に該当しないこととなり、家計急変支援制度としての支援は終了となります。これにより当該月（収入回復月）から家計急変支援制度としての学び直し支援金は支給されません。なお、前年の課税情報によっては通常の学び直し支援金が支給される場合があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

年 月 日

扶 養 誓 約 書

福岡県知事 殿

扶養者住所:

扶養者氏名:

以下の事項を必ず確認の上、全ての□にレ印及び必要事項を記入してください。

□この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

□この誓約書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

対象生徒氏名 (被扶養者氏名)	
被扶養者との続柄(注)	

(注) 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。